

国立大学法人愛媛大学情報戦略委員会規程

平成28年1月13日
規則第 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学 ICT 活用推進及び情報セキュリティに関する規則第5条第2項の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学情報戦略委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報化戦略に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 情報化戦略の推進に関すること。
- (3) その他情報化戦略に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報化統括責任者(CIO)
- (2) 情報化統括責任者補佐(CIO 補佐)
- (3) 各学部の専任教員 各1人
- (4) その他委員長が必要と認める者

2 前項第3号の委員は、当該学部長が推薦し、学長が任命する。

3 第1項第4号の委員は、委員会の議を経て委員長が推薦し、学長が任命する。

4 第1項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、前条第1項第2号の委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員（次項に規定する代理者を含む。）の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 第3条第1項第3号の委員が、やむを得ない事由により出席できない場合は、代理者を委員として出席させることができる。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、専門的事項を調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、情報推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。